

広域集落営農型大規模農業経営の形成要因

—島根県安来市農事組合法人Uを事例に—

谷口憲治（就実大学経営学部）

Formation Factor of Wide Area Village Farming Type Large-scale Farming

Kenji Taniguchi

ABSTRACT: In this paper I considered how wide area village farming type large-scale farming is formed. In particular I have to clarify the internal factors. As a result it became clear as follows. (1) It had become organizational behavior principle to act in the entire region that territorial integrity feeling exists that living in the U district of residents is an organization foundation of farm U to regent manor from the Middle Ages. (2) Maintenance of local agriculture in the discussion of U Board, is that you have to perform a large-scale management with a wide farming incorporate the land infrastructure business of nurturing type as a development strategy, become a direct factor of farm U establishment. (3) Factor of formation of such a wide area farming organization, it has to so as to reduce the self-pay of officials, is that you have the consideration so as not to reach the benefits only the farmland replotting to specific parties.

1 はじめに

日本の水田を中心とする土地利用型農業経営における経営耕地面積拡大（以下、経営規模拡大と表記）による大規模企業経営体実現に向けた政策とその実現要因に関する研究は、戦後、1960年代の高度経済成長期以降に行われてきたが、その後のこの経営耕地面積規模拡大は実現されずに推移した。このことに関しては、戦後の農地改革による自作農主義を基本とした農地法による農地所有者への強い耕作権の存在、高度経済成長による非農業部門への兼業機会の増大、農業生産の機械化で従来の経営規模を維持に必要な労働時間減少といった状況下で、余剰となった労働力を兼業収入による農家所得の向上に向けられ経営規模拡大による農業所得向上に向けられなかったと指摘されている。¹⁾

ここで、経営規模拡大の経営主体外部要因といえる農業政策面についてみると、1961年の農業基本法において「農工間の所得格差」是正のための農業構造改善政策は、機械化導入を容易にしたが意図した経営規模拡大は実現しなかつ

た。また、耕作権緩和については、1970年には農地の借地を認め、1975年に借地期間を限定する農用地利用増進事業、1980年に農用地利用増進法を実施した。さらに1993年の農業経営基盤強化促進法制定により、農地利用集積主体を特定する認定農業者を創設し、それを促す農業基盤整備および金融支援を行った。そして、2009年には市町村行政等公的主体が農地の中間保有せずに農地所有者からの委任・代理をすることにより利用権および所有権移転を行い、面的集積を促進する農地利用集積円滑化事業が創設された。その後、2014年には各都道府県に1組織の農地中間管理機構が設立され、農地を機構が借りて転貸することや農地の売買も県段階で行えるようになった。

このように規模拡大支援の政策的環境が整う中で農業経営主体側の規模拡大実現要因に関しては、その農業経営における利益実現阻害要因の指摘や規模の経済性を阻害する零細分散錯圃制という主に水田稲作にみられる農地保有の分散状態の指摘がなされていた。²⁾

本稿では、これまでの研究において不十分となっていた以下の点に焦点をあてて考察する。つまり、グローバル化の中で集落機能低下から消滅の危機を迎えて、地域再生に向けて新たな経営戦略を小規模農業者も加わるといふ地域社会が一体となるって新たな経営計画を立てて大規模経営を成立させる要因をみていくが、こうした数集落をカバーする広域地域に及ぶ大規模経営は個別経営を対象とするものと集落営農については集落営農間連携を対象とするものが考察の中心であり、数集落を一度に組織化する地域営農組織ともいえる広域集落営農についての考察は不十分であった。さらに、それを継続させていくための組織論を含めた経営学的要因について先行研究で見落とされた農地の貸し手側の関連性をみていく。ここで、これまでの大規模経営という表記は、その指標として経営耕地面積が5ha以上の個別農家を対象とすることが多かったが、本稿においては、5ha以上の個別農家および集落営農の動向をみながらも特に100ha以上の農業経営体の成立要因をみることにする。具体的な対象としては、全国的にみて小規模経営地域で研究蓄積が少ない中国地方の島根県安来市にあって183haの大規模経営を実現させた集落営農型大規模経営体である農事生産法人Uを事例に規模拡大形成要因について考察することにする。³⁾

2 大規模農家と集落営農形成の地域差

(1)大規模農家形成の地域差

個別農家の大規模経営形成状況を地域別にみるために借地農経営が認められた1970年以降の経営耕地面積5ha以上農家の推移をみると表1のようになる。この表は、1970年から20年ごとの1990年と2010年の数値を示したもので、対象が統計方法の変更から総農家と販売農家になっている。ただ、都府県の5ha以上層は、農

産物を販売する農家であるためこの農家数は1990年までの20年間に4.6倍、2010年までの20年間に2.2倍となっており、増加傾向を示している。これを地域別にみると1990年までの20年間に北陸と増加の伸びが28.6倍、19.4倍と著しく、次いで東海、九州の増加が、7.4倍となっている。1970年に都府県の5ha以上総農家数の約6割を占めていた東北の増加も3.7倍となっているが他地方の増加が著しいためその率は平均以下となっている。中国は5.3倍と増加しているが、沖縄、四国、東北に次いで小さくなっている。

次に、2010年までの20年間の都府県についてみると前の20年間と比べて増加率は2~3倍程度と均一化しており、1990年までの増加率が小さかった沖縄、四国がそれと比べてこの間の方が増加率を高めている。これに対し、北海道については、この間、5ha以上の農家数が減少している。1990年、2010年までの20年間にそれぞれ0.8倍、0.6倍となっているため2010年までの40年間に販売農家数は半減しており、平均耕地面積が拡大しているが、2010年における北海道の平均耕地面積を上回る20ha以上の販売農家数をみると増加している。⁴⁾ただ、こうした中で1990年までの20年間は3.4倍となっているのに対し、2010年までの20年間は1.0倍と停滞傾向となっている。

2010年の統計には100ha以上までの数値が記されるようになったが、100ha以上は殆どが北海道の販売農家ではあるが、都府県においても中国、四国、沖縄以外に存在するようになり、東北について東海が多くなっている。

表1 大規模農家形成の地域性

単位:戸

	1970年		1990年		2010年			5ha以上	
	総農家		販売農家		販売農家			B/A	C/B
	5ha以上A	5ha以上B	5ha以上C	20ha以上D	50ha以上E	100ha以上F			
北海道	66,149	54,000	32,672	16,896	4,937	551	0.82	0.61	
都府県	5,775	26,418	57,723	2,788	166	16	4.57	2.18	
東北	3,386	12,582	22,065	1,005	39	7	3.72	1.75	
北陸	94	2,685	6,707	317	11	2	28.6	2.50	
関東・東山	811	4,558	11,582	573	44	2	5.62	2.54	
東海	128	948	2,581	374	43	3	7.41	2.72	
近畿	31	601	1,934	145	8	1	19.4	3.22	
中国	158	833	2,061	101	2	-	5.27	2.47	
四国	93	230	711	16	0	-	2.47	3.09	
九州	449	3,309	9,206	236	15	1	7.37	2.78	
沖縄	625	672	876	21	4	-	1.08	1.30	
全国	71,924	80,418	90,395	19,684	5,103	567	1.12	1.12	
	20ha以上	20ha以上	20ha以上				20ha以上		
北海道	4,795	16,245	16,896				3.39	1.04	

資料:農林水産省「世界農林統計センサス」各年

表2 大規模集落営農の地域性

	2005年		2010年		2015年								1県当たり集落営農数(5ha以上)		
	50ha以上A	100ha以上B	50ha以上C	100ha以上D	50ha以上E	100ha以上F	計(5ha以上)G	F/G	50ha以上C/A	100ha以上E/C	D/B	F/D	H	I	2015年
	全国	1,060	417	1,638	472	1,659	465	14,853	3.13	1.55	1.01	1.13	0.99	1.35	1.09
北海道	323	233	161	119	154	120	275	43.64	0.50	0.96	0.51	1.01	0.73	0.95	275
都府県	737	184	1,477	353	1,505	345	14,578	2.37	2.00	1.02	1.92	0.98	1.38	1.10	317
東北	223	68	563	123	566	128	3,306	3.87	2.52	1.01	1.81	1.04	1.85	1.10	551
北陸	153	30	134	17	166	16	2,373	0.67	0.88	1.24	0.57	0.94	1.09	1.14	593
関東・東山	79	29	193	62	198	56	988	5.67	2.44	1.03	2.14	0.90	2.04	1.06	110
東海	60	11	92	31	91	32	791	4.05	1.53	0.99	2.82	1.03	1.05	1.00	198
近畿	49	8	43	3	48	5	2,068	0.24	0.88	1.12	0.38	1.67	1.12	1.17	345
中国	42	5	42	7	53	10	2,014	0.50	1.00	1.26	1.40	1.43	1.11	1.14	403
四国	36	15	59	27	23	10	464	2.16	1.64	0.39	1.80	0.37	1.98	1.22	116
九州	97	16	349	81	357	86	2,568	3.35	3.60	1.02	5.06	1.06	2.13	1.00	367
沖縄	2	2	2	2	3	2	6	33.33	1.00	1.50	1.00	1.00	1.00	1.00	6
島根	7	1	6	1	10	2	487	0.41	0.86	1.67	1.00	2.00	1.27	1.16	487

注:Hは2010年/2005年、Iは2015年/2010年

資料:農林水産省「集落営農実態調査」各年

(2)大規模集落営農の地域差

大規模集落営農がどのような地域で設立しているかをみるため、集落営農の経営規模から全集落営農に占める大規模集落営農の割合を地域別に表したものが表2である。

ここに示されているように集落営農が農業政策上の「担い手」とされた2007年から全国の動向を数値的に把握できるようになったが、これによると都府県においては2010年までの5年間に50ha以上、100ha以上の集落営農数は共に2倍に増えたものの、2015年までの5年間には両方の規模ともにほぼ同数で停滞している。北海道では、2010年までの5年間2015年までの5年間に50ha以上は共に半減し、この二つ期間にほぼ同数で停滞している。2015年までの5年間は停滞している。この間、つまり、この実態調査の対象となる5ha以上の集落営農数は、都府県では、この二期間とも増加、北海道は減少しており、北海道は100ha以上の集落営農の割合が高くなり、都府県では2010年までの5年間に集落営農の規模拡大とともに集落営農数も増加させていったがその後は停滞している。ただ、2010年までの5年間はこの傾向は、停滞しており中国、九州でその傾向がわずかにみられるだけである。本稿で対象とする島根県は、中国地方と同じく2015年までの5年間に規模拡大傾向が見ることが出来る。以下、現在、経営耕地面積が183haと島根県で最も大規模経営体となっている集落営農である農事組合法人ファームU（以下ファームUと略記）の規模拡大要因をみることにする。

3 広域集落営農型大規模経営体形成の主体的要因

(1)集落営農組織基盤にみられる広域地域組織U会の存在

島根県安来市にあるファームUは、その基盤となる対象集落が13集落におよび、こうした広域な範囲で約200haの集落営農が設立要因をみる場合、その地域社会の特性を見る必要がある。

⁵⁾ つまり、ファームUの設立には、任意の広域地域組織であるU会の中における話し合いがその発端となったからである。この広域な集落営農ファームUが存在する安来市U地区は、「一二世紀中頃に藤原摂関家

領荘園として成立した」⁶⁾地域で、1889（明治22）年にこの集落営農の対象集落13の内11集落にあたる旧村が合併して出来た村名に「当地方の中世の荘園名」⁷⁾をつけていることから住民には属地的な一体感があったといえる。こうした地域的な一体感が具体化したのは、戦後直後の1951（昭和26）年4月に実施された市町村合併時に現れた。この合併は、戦後民主化過程で1947（昭和22）年の地方自治法成立による行政機構の再編成で行われ、特に小学校6年、新制中学3年の義務教育実施するにあたり生じたものである。⁸⁾ つまり、全市町村に新制中学を設置することになったが、小規模校では教科別の専任教員が得られないといった問題が生じたためにこれを合併により解決することとなった。ただ、この合併により安来町が誕生したものの、これまで歴史的に一体感を保っていたU地区の小学校校区は3つに分かれることとなった。⁹⁾ これに対してU地区11集落の住民は、情報や意見の共有がなくなることを懸念して、これまで通りU地区について話し合いを継続し

て行っていくU会を1951(昭和26)年に結成し、毎年、会合を継続して行うようになったのである。この組織を基盤として11集落の地域農業の再編方向が話し合わせられ広域な集落営農設立の契機となった。

(2)U地区における地域農業変革認識主体の存在

U地区11集落におよぶ任意の広域地域組織であるU会では、これまでの地縁関係で築かれた個人間の人間関係も含む生活諸問題の地域懇親会として推移していった。このU会で地域農業の将来計画を本格的に議論が開始されるのは、1993(平成5)年の圃場整備事業への取り組みを契機に行われることとなった。これ以前におけるU地区の圃場整備状況は、「大正年代に施行した12a区画で、区画内は狭小な耕作道、また用排水路は用排兼用であった」¹⁰⁾とされている。この状況を変更しようとする行政から圃場整備や集落営農組織化の提案は複数回あったが、高度成長期で米の値段が高かったこと圃場整備にあたっての個人負担が大きかったことでU地域において行政の提案を受け入れることはなかった。こうしたことに対して、当時、その受け入れを拒否した一人でもある現在のファームUの組合長は、U地区は安来市内、松江市への通勤可能な地域にあり、多くが安定兼業収入を得ていたために個別農業の生産維持に関心があるだけで地域農業の将来の方向といったことに関心が向けられなかったという状態であったと説明している。¹¹⁾

こうした状態の転機となったのは、1990年代になって、これまで安定兼業をしていた人達が定年期を迎えるようになり、定年後の生活を考

えるようになって、ようやく各自の個別農業経営と地域農業の実情を直視するようになった。つまり、過疎高齢化が周辺全体に及び安定兼業収入で生活を維持してきた人たちが定年でその収入源がなくなり、農業経営についてみると食糧管理制度の機能停止・廃止に加え、農産物輸入拡大で農産物価格は低迷・低下傾向となる中で個別機械施設の償却を農外収入で行うと共に効率生産をしようとするにも圃場整備されていないということ認識し、その対応を考えていかざるをえなくなったのである。こうしたことを認識した人たちが、地域の担い手育成の基盤整備に取り組むことをU会で話し合われていった。このように認識した人たちがU地区の全域に存在していたことも広域な組織が形成される要因となった。当時、U地区においては、「担い手等の利用権集積面積」は地区の作付面積237.7haの内の5.8haに過ぎず、特定個別農家による地域農業経営を推進する基盤はなく大規模経営形成は集落営農組織による状況にあった。¹²⁾このように定年を意識し出した兼業農家による広域集落営農による大規模経営組織形成の取組みについては、その後、設立されたファームU役員構成をみることにより明らかとなる。つまり、2008(平成20)年に設立されたファームUの組合長、当時72歳、専務理事、当時66歳は、日立金属安来工場のOBで、退職してから法人に携わっており、本人もそうした認識を述べている。また、副組合長が専業農家で、当時62歳であり、理事の一人がJAやすぎの課長であることからU地区の多様な人材が地域農業の将来を考え、ファームU設立を実現したのである。また、2012年のファームUの役員について聴き取りにより出生年を見たのが表3である。

この表に示す役員は、監事については理事の出身集落と重なっているが、理事については異なる12集落から選出されている。この中で出生年については、1947年生が4人で最も多く、1948年生が2人と続いている。つまり、1947年生から1949年生の団塊世代が7人と半数占

めており、戦後ベビーブームに出生して同一世代数が多く各地域に存在し、U会で長年築いてきた人間関係が地域農業再編時を認識したことが広域集落営農を設立させた主体的要因といえる。なるのでこの時期には、団塊世代が定年退

職期を迎えたことから地域農業の将来に関心を示す人材が多く地域社会に存在していることが広域な集落営農を可能にした主体的要因となったといえる。¹³⁾

表3 出生年別ファームUの役員(2012年)

出生年	役職	役務
1937年	理事	代表理事(組合長)
1938年	理事	機械部長
1940年	理事	営農部長
1942年	理事	機械副部長
1943年	監事	代表監事
1945年	理事	営農副部長
1947年	理事	副組合長(総務担当)
	理事	副組合長(営農担当)
	理事	総務副部長
	監事	
1948年	理事	総務部長
	理事	組織部長
1949年	監事	
1959年	理事	営農企画担当
1965年	理事	組織副部長

資料:ファームU資料

表4 U地区の集落営農設立への取組経過

年・月	事 項
1997(平成9)年	県営圃場整備事業準備委員会結成
1998(平成10)年	宇賀荘地区農業農村基盤整備事業推進協議会設立
2001(平成13)年2月	営農委員会の中に営農検討委員会を設置
2001(平成13)年11月	集落説明会、組合加入意向調査実施
2002(平成14)年2月	営農組合設立準備委員会発足
2002(平成14)年3月	営農組合設立
2003(平成15)年	営農開始
2007(平成19)年	特定農用地利用規定の認定
2008(平成20)年3月	法人設立
2008(平成20)年4月	農業生産法人認定

資料:ファーム宇賀荘資料

(3) 広域地域に存在する地域農業再編主体の機能

このことについては、広域集落営農のファームUの設立過程をみる中で明らかとなる。この設立までの過程を示すと表4のとおりである。ファームUの組織化の契機となった県営圃場整備事業準備委員会が結成される1997年は、団塊世代が50歳を迎える時であるが、当時、U地区でも高齢化が進み、圃場も大正時代に行われた12a区画で能動も約2m幅のままであったため、経営規模拡大や大型機械などの作業の妨げになっており、島根県内では比較的規模が大きい1ha経営規模でも生産効率が悪く個別農業経営維持は困難状態で圃場整備による規模拡大と生産費用削減の必要に迫られていた。¹⁴⁾ こうした中で任意地域組織のU会において圃場整備について話し合いが進められるようになった。つまり、各地区にいる市会議員、農業委員、農協職員といった圃場整備事業内容に詳しい地区の有志が集まり、事業完了時までには担い手を育成することを採択要件とする経営体育成基盤整備事業実施について話し合われた。U地区は、戦後、圃場整備がされてこなかったため、集落ごとの農地が混在しており基盤整備を行うに当たり入作が多い状態であったが、この地区をカバーするU会で取り上げられた案件であったため地区内の全ての集落が参加することとなったため入作問題が解消し、広域集落営農を組織することとなった。さらに、U地区に隣接する周辺の集落からもU会に参加していた市会議員等の有力者の調整により旧U村以外の3集落が参加することとなった。この結果、旧U村13集落中10集落と旧U村以外の3集落からなる13集落によるU地区広域集落営農が設立されることと

なった。これは旧U村の7集落とそれ以外の1集落が旧U村をほぼ南北に北流する伯太川を主な水源としており、旧U村3集落とそれ以外の2集落が源流域から同じ吉田川を水源としていて、全て同じ能義平野部にあるという共通性を持つのに対し、旧U村の3集落は、山間部でため池灌漑に依るといった水利の異質性があり、この圃場整備事業から外れることとなった。こうして1997年に県営圃場整備事業準備委員会を結成して広域集落営農設立に向けた動きが本格化することとなった。こうした広域地域においてこの地域の農地利用権をカバーする個別農家が存在しないため農業経営の担い手としては、集落営農組織によるしかなく、そのために1998年にU地区農業農村基盤整備事業推進協議会が設立され、1999年に県営経営体育成基盤整備事業が採択されたことを受けて、その中の営農委員会に営農検討委員会を設立し、そこで13集落全てから基盤整備事業推進協議会の工事委員・営農委員会の役員が選出され、全13集落をまとめた広域集落営農による経営を検討し、その方針により各農家への説明・説得が行われた。つまり、2001年に任意団体U地区営農組合が設立を実現する過程で、各農家に集会所に集まってもらい説明したが賛否両論があったようである。実際農作業に携わり、現状では低い農業収入を打開できないという認識の強い女性を中心とした人たちは賛同したものの、戦後の農地改革で漸く自作農になれたという意識でいる人たち、機械を新しくした人たちは集落営農に加入しないという人もあった。営農委員会は、自己負担を出来る限り軽減するというを提案して広域集落営農設立の合意を取り、実現したのである。2002年に圃場整備が終了した水田で水稲

41.6ha、大豆 10ha の作付が開始された。2007年に標準区画 1ha となって完了した基盤整備 238.4ha の内、172.7ha (72%) が集積され、水稲 74ha、大豆 100ha が作付され、2008年3月に経営安定をめざし次世代への引き継ぎを可能にする農事組合法人Uが設立された。

4 広域集落営農型大規模経営体形成の経営的要因

(1) 大区画圃場整備事業自己負担の解消

広域集落営農組織が形成されたは経営的要因の一つとして、大規模圃場整備の個別農家への負担金を軽減したことにある。

U地区では、兼業化、高齢化の進行と稲作の収益性低下により地域の担い手不足が深刻化していたこともあり、地域の担い手としての農業生産法人等の育成と農地および土地改良事業を総合的・一体的に実施する農業法人等育成緊急整備事業が採択され、261ha の面積に対する工事が2000年から2007年にかけて行われた。この工事の事業費は、表5のとおりである。事業費47.3億円の負担率は、国が50%、県が27.5%、市が10%、地元が8.0%であったが、2004年に安来市が広瀬町、伯太町と合併して新しい安来市になると中山間地域の対象となる地域が含まれ

ていたので過疎債の対象となり、負担金は国が55%となり地元負担は7.5% (3億5475万円) になった。農家一戸当たり負担金は、104万9527円となっていたが、U地区では、この地元負担金の内の53.1% (1億8801万7500円) を吉田川改修として河川用地やJAの育苗ハウス用地、市道用地、県道用地、学校用地、排特事業用地公共減歩として26.8%のうちの県に売却し、公共減歩によって負担金を捻出した。また、地元負担金の残りの47% (1億6673万2500円) は、圃場整備後の238.4haのうち、U地区第一地区の農地集積率が88.2%、第二地区の農地集積率が83.9%と第一、第二地区の目標集積率83.7%、81.5%を達成したことにより、国の事業に対する補助金としての促進費に充てられた。

このことから、U地区では個別農家に負担をかけずに事業負担金を捻出することが出来た。これは、小規模経営の集落営農では公共減歩によって農地を売却すると大規模化できないため効率的な経営を行うことができないが、U地区では13集落という大規模な経営面積での圃場整備に取り組んだことで公共減歩として農地を売却しても大規模経営によって効率的な経営ができるため、事業負担金を捻出出来たのである。

表5 地区農業生産法人等育成緊急整備事業

圃場整備面積	整備後の水田面積	整備後の畑面積	総事業費	集落数	農家戸数	組合加入数
261ha	234.2ha	4.2ha	47億円	13集落	338戸	239人

資料: 農事組合法人ファーム宇賀荘の資料

(2) 基盤整備事業効果の調整—換地配分—¹⁵⁾

基盤整備事業でその効果を楽しむために参加者に不平等感を出来る限り与えないようにすることが地位のより広範で多くの農家が参加する条件となる。

そのためにU地区で取られた取組みが換地配分調整である。換地配分では、有力者や役員が日当たりの良い収量が取れる農地をとることでいざこざが起こることがある。¹⁶⁾

U地区でも、日陰や谷部にあるため収量が悪い農地を嫌がる人がいたが、換地委員や営農委員の役員が日陰や谷部の農地をとることで換地配分での問題を回避した。また、U地区の農家の平均農地面積は0.8haであり、1ha区画に圃場整備をすると他の人と農地を共用する部分があるため折り合いが悪い農家との教養を心配する人がいたが、農地の共用部分について折り合いをつけやすいように各町内の換地委員には各集落の農地をよく知る人が選出された。U地区では役員が換地配分を行うのではなく、各集落の換地委員が従前の面積で集落の各農家の農地の立地の位置を整理し、集落ごとに分けて整備した面積を町内の農家と話し合い調整した。それを換地委員が協議会へ提出する方策を取ったため、農地の良い悪いといったところの貼り付けでの問題が解決された。¹⁾ また、U地区全体にある入作による農地の混雑は基盤整備事業推進協議会長や工事の担当者が立会し各集落に全体の説明をすることによって集落ごとで話し合いが行われるなど、農家の意見を尊重して調整を行い問題解決にあたった。

(3) 基盤整備事業効果の増大化実現技術の導入

ファームUは、基盤整備にあたり、排水機能

を備えた用排水ボックスと地下水位を調整する推移制御機器を配置することで地下水位を調節出来る自然パイプラインシステムを導入している。¹⁷⁾ この自然圧パイプラインシステムの導入は、圃場整備を行う際に、東北地方で普及していた自然圧パイプラインを視察した安来市の市会議員が提案したことがきっかけとなっている。圃場整備推進協議会の役員が県の役員と宮城県や茨城県の土地改良区に先進地視察に行き、水田の推移を設定するだけで水位を保つことが出来、水管理の省力化・かけ流し防止が行える自然圧パイプラインシステムの導入について検討することになった。推進協議会や水土里ネットと協議した結果、県の役員の理解もあってポンプ圧送法式パイプラインを取りやめ、自然圧パイプラインシステムを西日本で初めて採用することになった。このパイプラインシステムには、他に地下水位調節が容易で用水・排水・暗渠の操作が一か所で済むといった利点があり、また、作物に合わせた地下水位の設定が行える稲作・大豆の収量、品質向上にも貢献している。自然圧パイプラインにはパイプが詰まるのではないかという心配点が挙げられていたが、ファームUでは採用されてから10年経つ2012年現在でもその問題は発生しておらず、ポンプ施設の建設費、維持管理費が不要といったメリットもあることで、ファームUでは水稻栽培時の水管理の省力化や農作業時間の短縮などによって稲作経営の安定が図られている。

5 まとめ—大規模経営体形成の要因と方策—

わが国農業における大規模経営体の形成要因について、国内では経営規模が小さい地域である中国地方の島根県において183haに及ぶ経営

規模を1997年からほぼ10年間で達成したファームUの事例に基づいて考察してきた。

これまで示してきたようにファームUは、隣接する13集落をカバーする広域地域において集落営農が成立したのである。この経営体が成立するまでは、この地域における、兼業農家比率が89.8%と県平均83.2%を上回っており、圃場整備も大正年間に実施した12a区画という小区画で農地利用権の設定面積は5.8haしかなく、集落営農も組織されていない地域であった。この要因について、本稿では、地域経済に及ぼす外部要因としての政策支援策についてではなく、地域における農家間の社会的関連性といった内的要因を中心に見てきた。

そこで明らかになったことは、第一に、ファームUの組織基盤であるU地区の住民に中世からの摂関荘園に居住するという属地的な一体感が存在していることが地域全体で行動する組織的な行動原理になっていた。このことは、第二次大戦後の民主化制度の新義務教育制度導入過程で町村合併が行われ、この地区が3つの学校区に分かれるようになった時、従来のU地区の属地的な繋がりを維持する組織として任意団体のU会が作られ、毎年、いろんな形態で住民通しの懇親会が保たれそこで各地区全体の情報交換や地域社会の課題が話し合われていき、U地域の一体感が保たれたのである。

第二に、U会の話し合いの中で地域農業の維持、発展方策として担い手育成型の土地基盤整備事業を取り入れて広域集落営農による大規模経営を行うようにしたことが、ファームU設立の直接的要因となった。こうした話し合いは、戦後直後に成人して就農した人達が1990年になり65歳以上になり高齢化が社会問題となっ

たこと、1995年にWTOが設立され、グローバル化が本格化したことの中で話題となったが、このような社会的状況の下で、これまで兼業により安定収入を得てきた人達が、50歳になり定年を意識するようになり、自分達が定年後に行う農業経営を考えた場合、小規模経営では経営的に成り立たないために、集落営農による大規模経営を選択する結論になったのである。その後、U地区内に居住する会社員、農協、公務員等の役職者、市議員等が中心に各集落の意見をまとめていくこととなった。ファームU設立時の理事、監事をみるとU会に参加している各集落の代表者で、年齢層は団塊世代が半数を占めていることから長年一体性のある地域でU会を通じて広域な地域社会の在り方を論じてきた人達の存在が広域な集落営農による大規模な地域農業組織の設立を実現することとなった。

第三に、こうした広域集落営農を組織化する主体的要因と共にその組織形成内容が関係者の自己負担を少なくするような工夫がされたことと農地換地も特定の関係者にのみメリットが及ぶようにならない配慮をしたことが広域組織形成の要因となった。

この中で自己負担を軽減する措置として公共施設建設をこの圃場整備事業の一環としてすることにより公共機関に農地を売却する公共減歩によりそれが可能となった。広域で大規模な集落営農であるためにこのような減歩でも大規模経営が実現できたのである。また、こうした大規模経営は、労働効率性を上げることによる生産費減を実現すると共に用排水水管理地下水の水管理が可能な自然圧パイプラインシステムを取り入れることでの労働軽減、そのための多様な農作物の作付が可能になるとともに排水間に

汚泥が流入しないという子の事業の特徴を各集落へそこの有志自らが説明したため理解と賛同が得やすくなり広域な組織が実現することとなった。

こうした広域地域の歴史的伝統的つながりを尊重しつつ、地域農業の方向性の各集落責任者が共通認識し、各集落の明確な説明責任体制の存在が広域集落営農による大規模経営を実現したのである。

注

- 1) このことについては、現在の農業政策の基本理念を示す 1999 年の食料・農業・農村基本法を制定する審議会でもとまった議論がなされた。農地政策の推移については、橋本貴義「「所有」から「利用」中心の農地制度への再構築～農地法等改正案～」『立法と調査』No. 292、2009 年 5 月
http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2009pdf
- 2) 近年の研究においても「分散錯圃」を規模拡大の阻害要因として位置づけ、その中で「苦悩」しながら「農業生産力の発展を求める農業経営の内発性」を基本に、規模拡大範囲を集落内に求める「集落区」と「全国区」と類型化して指摘している。この研究は、それまでの研究で課題となっていた同じ政策、同じ地域で大規模経営が展開するか否かに一定応えるのであった。しかし、ここでは、この両者の関連性、集落内の農地所有者の認識の共有化要因、この指摘の基となっている今村奈良臣氏の 70 年代といまにある国際化、高齢化で地域農業の存続の危機とともにその克服のための個別経営、組織経営自身の農業経営とともに地域再生に向けた農村経営の経営戦略とそれを可能にするその地域の社会基盤といった考察がない。安藤光義編著『大規模経営の成立条件—日本型農場

制農業のダイナミズムと苦悩』農文協、2013 年。個別農業経営の規模拡大については、分散零細錯圃による困難性が農家自身が指摘しており、2014 年からの農地中間管理事業でも農地の集散状況を克服するのが課題となっており本稿はその要因を集落営農型大規模経営で検証し対応策を見出そうとするものである。

- 3) これまで大規模農家の指標が経営耕地面積 5ha 以上農家であることの指摘は、平林光幸「都府県における大規模農家の動向と特徴」<http://www.maff.go.jp/primaff/koho/seika/project/pdf/toukei-3sec.pdf>
島根県出雲市における個別農家の大規模経営形成要因については、谷口憲治「中国・四国地域における大規模水田経営の展開」堀口健治・梅本雅編『戦後日本の食料・農業・農村 第 13 巻 大規模営農の形成史』農林統計協会、2015 年。集落営農間連携については、谷口憲治「経営所得安定対策下における集落営農の展開—島根県における集落型農業法人連携を中心に—」『山陰研究』島根大学法文学部山陰研究センター、2008 年
- 4) 北海道の 1 戸当たり経営耕地面積は、1970 年 5.36ha (総農家)、1990 年 11.88ha (販売農家)、2010 年 18.68ha (販売農家)
- 5) 集落営農設立の地域的特質としては、その地域に入作ないこと、河川の最上流部に位置していることにより、それぞれ土地利用、水利用において他地域の影響を受けないということによる農業経営における自己完結性、地域一体性を指摘してきた。谷口憲治「集落営農の地域性と集落型農業法人の存立基盤—島根県における集落営農を主要対象として—」『島根大学生物資源科学部研究報告 第 9 号』2004 年
- 6) 平凡社地方資料センター『日本歴史地名大系 33 島根県の地名』平凡社、1995 年 p. 275
- 7) 「角川日本地名大辞典」編集委員会『角川日本地名大辞典 32 島根県』角川書店、1979 年 p. 135
- 8) 総務省「市町村合併資料集」
<http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei2.html>
- 9) U 中学校社会科研究班『わが村の社会調査』1950 年

- 10) 農林水産省「島根県安来市U 経営構造対策事業計画書」

<http://www.maff.go.jp/j/council/hyoka/keiei/07/pdf>

- 11) ファームU岩崎組合長からの聴き取り

- 12) 「土地改良事業の効果と必要性—平成20年度農林水産大臣賞受賞の農業事業—」

http://blogs.yahoo.co.jp/romantic_of_taiho/49854488.html、

http://www.inakajin.or.jp/03shinkou/nn-kiiban/doc/0903_02simane.pdf

- 13) 平成20年度版 厚生労働白書 第2章 p.46では「団塊世代(1947年(昭和22年)~1949年(昭和24年)生まれ)」としている。

- 14) 黒川慎司「新世紀型農業をめざして—ファームU—」『社団法人JA総合研究所研究員レポート』2009,

http://www.jc-so-ken.or.jp/pdf/agri/research_report/

これ以下の地域営農組織というべき13集落を組織する広域集落営農の設立経過は、ファームUの組合長からの聴き取りによるものである。

- 15) 事業効果については、①10a当たりの労働時間、単収、生産費については、水稻は「実施前 44.3hr 532kg 180千円」が「実施後 7.6hr 520kg 46千円」、大豆は「実施前 10.5hr 156kg 42千円」が「実施後 4.2hr 150kg 22千円」と報告されている。②受益地区の農家数が、事業実施前に「専業農家18戸 兼業農家320戸」であったのが、実施後の現在、「専業農家4戸 兼業農家334戸」と兼業農家として農家復帰している。③農作物の作付面積は、事業実施によって灌漑施設整備水管理による多様な作物栽培が可能となっている。作物別作付面積と()内に示す「担い手」利用面積は、事業実施前に「水稻 224.2ha(5.8ha) 大豆 11.0ha(0ha) 葉たばこ 2.5ha(0ha) 計 237.7ha(5.8)」で「土地利用率 95%」だったのが、事業実施後の現在「水稻 145.4ha(94.1ha) 大豆 97.1ha(97.1ha) 葉たばこ 5.2ha(0ha) 白ねぎ 0.2ha(0ha) 牧草 0.8ha(0ha) 計

243.3ha(191.2ha)」、「土地利用率 102%」となっている。④事業による「地下かんがいシステム導入により、代かき水を地下かんがいから供給させ、泥水が排水管に流入しないようにしている。その結果、下流河川の汚濁防止につながっている。」という「環境に配慮した取り組み」も報告されている。注12)と同じ

- 16) 羽子田知子・吉田行郷「大区画圃場整備を契機とした担い手の確保に関する分析結果」農林水産省

<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/hukkuo/2011/pdf/zirei8.pdf>

- 17) 自然圧パイプラインシステムは、農村工学研究所と株式会社パディ研究所が共同開発したもので、特許を取得している。小野寺恒雄「自然圧パイプライン・地下灌漑システムによる新水管理技術の開発」

<http://www.paddy-co.jp/data/sizenatsu.pdf>
U地区への導入経過は、注11)と同じ。